



愛媛県報

令和7年2月4日火曜日 第581号

発行 愛媛県

◇ 目 次 ◇ 告 示

- 形質変更時要届出区域の指定.....（環境・ゼロカーボン推進課）.....59
- 医療機関の指定.....（保健福祉課）.....59
- 指定医療機関の廃止の届出.....（ " ）.....59
- 指定金融機関等の名称、位置、取り扱う事務の範囲等の一部改正.....（会計課）.....59
- 道路の区域変更（県道蕨崎土居線）.....（東予地方局四国中央土木事務所）.....60
- 道路の供用開始（ " ）.....（ " ）.....60
- 土地改良区の定款変更の認可.....（南予地方局農村整備課）.....60
- 道路の区域変更（県道鳥井喜木津線）.....（南予地方局八幡浜土木事務所）.....60
- 道路の供用開始（ " ）.....（ " ）.....60

告 示

○愛媛県告示第67号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、次のとおり形質変更時要届出区域を指定する。

令和7年2月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 区域

西条市ひうち字西ひうち2番6の一部（次の図のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第

1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県県民環境部環境局環境・ゼロカーボン推進課及び愛媛県西条保健所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第68号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

令和7年2月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第70号

指定金融機関等の名称、位置、取り扱う事務の範囲等（昭和48年9月愛媛県告示第822号）の一部を次のように改正し、令和7年2月10日から施行する。

令和7年2月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
一・二 省略	一・二 省略
三 収納代理金融機関の名称、位置等	三 収納代理金融機関の名称、位置等
（一） 省略	（一） 省略
（二） 店舗の名称、位置等	（二） 店舗の名称、位置等

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
伊 予 診 療 所	伊予市下吾川55番地1	令和6年12月1日
トマト薬局 下吾川店	伊予市下吾川64-2	令和6年12月2日

○愛媛県告示第69号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のように廃止した旨の届出があった。

令和7年2月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
あすなろ歯科医院	西条市河原津甲385番地1	令和6年10月31日
もより調剤薬局 北伊予店	伊予郡松前町出作540番地1	令和6年10月31日
坪内整形外科医院	八幡浜市保内町川之石1-43-1	令和6年11月15日

1 収納代理総括店		1 収納代理総括店	
名 称	位 置	名 称	位 置
省略 四国労働金庫愛媛支店 省略	松山市宮田町132番地 1	省略 四国労働金庫愛媛支店 省略	松山市二番町四丁目 5 番地 2
2 省略		2 省略	

○愛媛県告示第71号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
令和7年2月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	蕪崎土居線	四国中央市土居町中村1107番2地先から 同町中村1110番地先まで	旧	メートル 6.6～9.9	キロメートル 0.059	
		四国中央市土居町中村1107番13から 同町中村1110番2まで	新	9.0～15.0	0.059	

○愛媛県告示第72号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
令和7年2月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	蕪崎土居線	四国中央市土居町中村1107番13から 同町中村1110番2まで	令和7年2月4日

○愛媛県告示第73号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、
西予市明浜町土地改良区の定款の変更を認可した。

令和7年2月4日
愛媛県南予地方局長 阿 部 恭 司

○愛媛県告示第74号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
令和7年2月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡伊方町平磯360番2から 同町平磯362番2まで	旧	メートル 9.1～17.1	キロメートル 0.035	
		西宇和郡伊方町平磯360番2から 同町平磯362番2まで	新	11.0～19.9	0.035	

○愛媛県告示第75号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年2月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡伊方町平磯369番3から 同町平磯369番3まで	令和7年2月4日
〃	〃	西宇和郡伊方町平磯360番2から 同町釜木2084番3まで	〃